

船橋市条例第34号

船橋市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

船橋市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年船橋市条例第58号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法及び指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「省令」という。）の例による。

（指定に係る申請者の資格）

第3条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準）

第4条 法第47条第1項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき条例で定める基準は、次条に定めるもののほか、省令に定める基準の例による。

（記録の整備）

第5条 前条の規定によりその例によることとされる省令第29条第2項（省令第30条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。